

# 平成30年度事業計画及び予算

青森県土地開発公社

## 事業計画

平成30年度において実施する公共用地等の取得事業については、県からの受託等によるものであり、内容は下表のとおりである。

(単位：千円)

	区 分	事 業 費	内 訳				
	土地造成事業	54,180	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">用地補償費等</td> <td style="text-align: right;">37,230</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">16,950</td> </tr> </table>	用地補償費等	37,230	事務費	16,950
用地補償費等	37,230						
事務費	16,950						
	青森中核工業団地造成事業	54,180	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">用地補償費等</td> <td style="text-align: right;">37,230</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">16,950</td> </tr> </table>	用地補償費等	37,230	事務費	16,950
用地補償費等	37,230						
事務費	16,950						
	あっせん等事業	2,346,234	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">用地補償費等</td> <td style="text-align: right;">2,200,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">146,234</td> </tr> </table>	用地補償費等	2,200,000	事務費	146,234
用地補償費等	2,200,000						
事務費	146,234						
機 関 別	東青地域県民局	324,136	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">用地補償費等</td> <td style="text-align: right;">300,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">24,136</td> </tr> </table>	用地補償費等	300,000	事務費	24,136
	用地補償費等	300,000					
	事務費	24,136					
	中南地域県民局	374,913	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">用地補償費等</td> <td style="text-align: right;">350,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">24,913</td> </tr> </table>	用地補償費等	350,000	事務費	24,913
	用地補償費等	350,000					
事務費	24,913						
三八地域県民局	894,490	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">用地補償費等</td> <td style="text-align: right;">850,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">44,490</td> </tr> </table>	用地補償費等	850,000	事務費	44,490	
用地補償費等	850,000						
事務費	44,490						
上北地域県民局	579,348	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">用地補償費等</td> <td style="text-align: right;">550,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">29,348</td> </tr> </table>	用地補償費等	550,000	事務費	29,348	
用地補償費等	550,000						
事務費	29,348						
下北地域県民局	173,347	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">用地補償費等</td> <td style="text-align: right;">150,000</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">23,347</td> </tr> </table>	用地補償費等	150,000	事務費	23,347	
用地補償費等	150,000						
事務費	23,347						
	合 計	2,400,414	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">用地補償費等</td> <td style="text-align: right;">2,237,230</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td style="text-align: right;">163,184</td> </tr> </table>	用地補償費等	2,237,230	事務費	163,184
用地補償費等	2,237,230						
事務費	163,184						

平成30年度予算

青森県土地開発公社

平成30年度青森県土地開発公社予算

(総 則)

第1条 平成30年度青森県土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
( 科 目 )		( 予 定 額 )
第1款 事業収益		303,219 千円
第2項 土地造成事業収益		156,925 千円
第1目 土地造成事業売却収益		102,745 千円
第2目 土地造成事業賃貸収益		54,180 千円
第3項 附帯等事業収益		60 千円
第1目 附帯等事業収益		60 千円
第4項 あっせん等事業収益		146,234 千円
第1目 あっせん等事業収益		146,234 千円
第2款 事業外収益		27,770 千円
第1項 受取利息		200 千円
第2項 有価証券利息		10 千円
第3項 共同ビル賃貸収益		26,560 千円
第4項 雑収益		1,000 千円
収入合計		330,989 千円

## 支 出

( 科 目 )	( 予 定 額 )
第1款 事業原価	223,637 千円
第2項 土地造成事業原価	120,275 千円
第1目 土地造成事業売却原価	102,745 千円
第2目 土地造成事業賃貸原価	17,530 千円
第4項 あっせん等事業原価	103,362 千円
第1目 あっせん等事業原価	103,362 千円
第2款 販売費及び一般管理費	42,008 千円
第1項 販売費及び一般管理費	42,008 千円
第3款 事業外費用	26,600 千円
第1項 支払利息	100 千円
第1目 短期借入金支払利息	100 千円
第2項 共同ビル管理費	26,500 千円
第1目 共同ビル管理費	26,500 千円
第4款 特別損失	16,000 千円
第1項 土地整備準備引当金繰入額	16,000 千円
支 出 合 計	308,245 千円
(収益的收入支出差引額)	22,744 千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出に対して不足する額101,957千円は、過年度分損益勘定留保資金101,957千円で補てんするものとする。)

支 出	
( 科 目 )	( 予 定 額 )
第1款 資本的支出	101,957 千円
第2項 公社債償還金及び長期 借入金償還金	101,957 千円
第1目 長期借入金償還金	101,957 千円
 支 出 合 計	 101,957 千円

(長期借入金)

第4条 長期借入金の償還の方法は、次のとおりと定める。

償 還 の 方 法	借入先の融資条件に定めがある場合にはこれに従い、その他の場合は理事長が定めるところによる。
-----------	---

(短期借入金)

第5条 短期借入金の限度額は、200,000千円と定める。